

令和8年度 有害ごみ運搬・選別及び廃蛍光管破碎等業務説明資料

1 業務名

有害ごみ運搬・選別及び廃蛍光管破碎等業務

2 履行場所・業務内容

(1) 履行場所

仕様書のとおり

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(補足説明)

- ※1 運搬業務において、北部資源選別センター及び西部リサイクルプラザ内に有害ごみを集積するために設置するロールオンボックスは受注者において用意してください。ボックスは2トン車用のものを用意してください。
- ※2 運搬業務に使用する車両及びボックスは委託専用とする必要はありませんが、当課の検査に合格した器材を使用してください。また、委託専用車両にしない場合、当業務に使用する際には、臨時車両としての使用承認を受けてください。
- ※3 ロールオンボックスで集積した乾電池・蛍光管等を選別作業場へ搬入する際には、西部リサイクルプラザの計量器で計量し、当月中に搬入した重量を翌月5日までに市へ報告してください。
- ※4 選別・破碎業務において、選別・破碎した乾電池・蛍光管は、容器に封入後、西部リサイクルプラザの計量器で計量し、当月中に選別した重量を翌月5日までに市へ報告してください。また、選別後の廃乾電池・廃蛍光管等を封入したドラム缶は、運搬しやすいようパレット積みして保管してください。
- ※5 選別・破碎業務において、本市が設置した蛍光管破碎機に飛散防止膜付蛍光管を投入しないでください。
- ※6 廃乾電池・廃蛍光管等を入れるドラム缶等は市が用意しますが、ドラム缶を整理するためのパレットは、受注者において用意してください。
- ※7 業務で使用するフォークリフト1台は受注者において用意してください。(自社所有でもリースでも可)
- ※8 選別した残渣の主な搬入先は中工場または玖谷埋立地となりますが、これらでの処分が困難なものについては、当課へ協議してください。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 契約の種類

年額契約(総価契約)

5 委託契約金額の支払方法等

支払方法は、毎月払いとし、各月の支払額は次の方法により計算した額とする。

(1) 4月分支払額

委託契約金額から5月から3月までの支払額の合計額を除いた額

(2) 5月から3月まで分支払額

委託契約金額の1/12の額(1円未満切捨て)

6 年間処理計画量等

(1) 有害ごみ運搬・選別及び廃蛍光管破碎等業務

ア 年間処理計画量

廃乾電池等239トン 廃蛍光管等53トン

※ 北部資源選別センター及び西部リサイクルプラザに集積される有害ごみの量です。

イ 年間運搬計画量

搬出場所	区 分	運搬計画量
北部資源選別センター 資源ごみ搬入ヤード	ロールオンボックス（有害ごみ）	101トン
	コンテナバッグ（乾電池）	83トン
西部リサイクルプラザ 資源ごみ搬入ヤード	ロールオンボックス（有害ごみ）	191トン
	コンテナバッグ（乾電池）	156トン

ウ 1日あたりの平均選別量

廃乾電池 1.00トン、廃蛍光管等 0.22トン

※ この量は、年間稼働日数を239日として、年間処理計画量を単純平均した数値です。

エ 選別業務にかかる所要人員

2.0名

※ 選別業務にかかる所要人員は、1年間に必要となる人役を単純平均したもので、実際の業務に従事する人数を指示しているものではなく、日々の作業の中で変動することがあります。また、ごみ量の変動などの理由で所要人数が増減することも予想されますが、委託料の支払いは、当初契約する委託料の範囲で行います。